

◆ 保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、介護給付費等がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

必要な介護給付費等の費用額

×

65歳以上の方の負担分23%

÷

65歳以上の方の人数

=

令和6年度から令和8年度までの
保険料基準額 81,000円（年額）

基準額を基礎として、住民税の課税状況や所得によって保険料段階を設定します。
保険料段階については、低所得者に配慮するとともに、より負担能力に応じた保険料設定とするため、13段階に設定しています。

基準額：月6,750円（年81,000円）

令和8年度				
所得段階	対象者			年間保険料（軽減前）
第1段階	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯			基準額 ×0.285 （0.455） 23,160円 （36,960円）
	本人が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税	課税年金収入額＋合計所得金額が82万6千5百円以下の方	
第2段階			課税年金収入額＋合計所得金額が82万6千5百円超え120万円以下の方	基準額 ×0.485 （0.685） 39,360円 （55,560円）
第3段階			課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超えの方	基準額 ×0.685 （0.69） 55,560円 （55,920円）
第4段階	本人が住民税非課税	同じ世帯に課税者がいる方	課税年金収入額＋合計所得金額が82万6千5百円以下の方	基準額 ×0.90 72,960円
第5段階（基準額）			課税年金収入額＋合計所得金額が82万6千5百円超えの方	基準額 ×1.00 81,000円
第6段階	本人が住民税課税		合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20 97,200円
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30 105,360円
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50 121,560円
第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70 137,760円
第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90 153,960円
第11段階			合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10 170,160円
第12段階			合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30 186,360円
第13段階			合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40 194,400円

※第1段階から第3段階は公費投入後の低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。
なお、（ ）内が軽減措置適用前の率及び額です。

※課税年金収入額とは、老齢基礎年金など税法上課税の対象となる年金の収入額をいい、遺族・障害年金などの税法上非課税となる年金の収入額は含まれません。

※所得とは、収入から必要経費などを控除した額です。

※介護保険法施行令附則第24条及び第25条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

◆ 保険料に関する問合せは
田尻町民生部高齢障害支援課高齢介護係
〒598-0091 泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1（たじりふれ愛センター）
電話 072-466-8813
FAX 072-466-8841